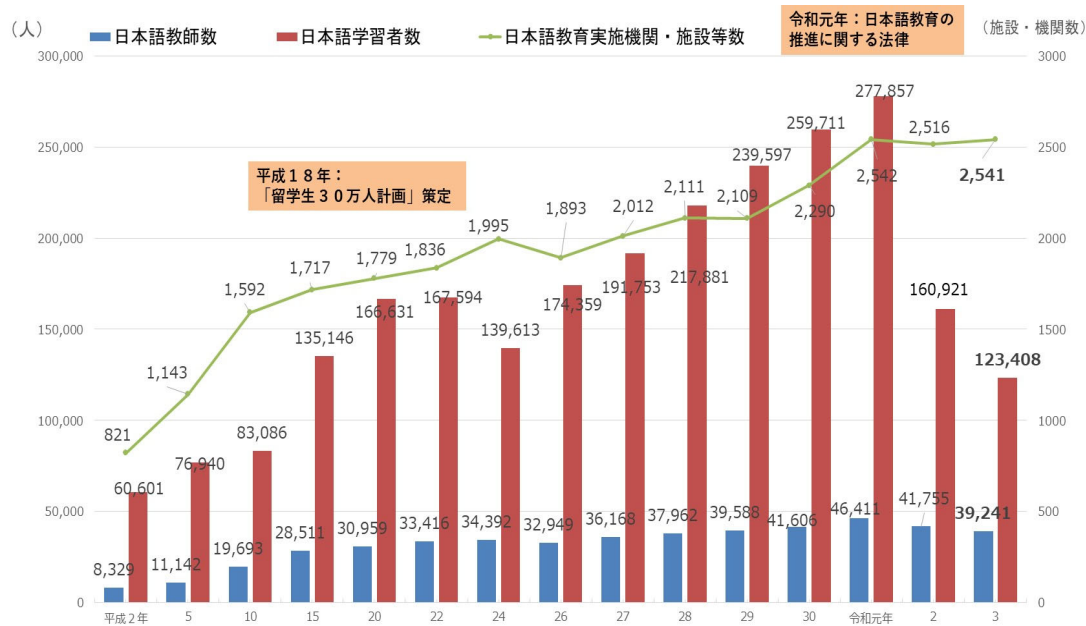


現 状

- 国内の日本語学習者数は約28万人(R1)過去最高
- 日本語学習者 (H22:約16.8万→R1:28万人) 増加
- 日本語教育実施機関数(H22:約1800→R1:2500)増加
- 日本語教師数 (H22:約3.3万→R1:4.6万人) 近年横ばい

国内の日本語学習者数/教育機関・施設等数/日本語教師数の推移



課 題

【共通課題】(留学生、就労者、生活者)

日本語教育の環境整備が喫緊の課題

- ・ 教育の質の確保のための仕組みが不十分
- ・ 学習者、自治体、企業等が日本語教育機関選択の際、教育水準等について正確・必要な情報を得ることが困難
- ・ 専門性を有する日本語教師の質的・量的確保が不十分
- ・ 地域によって教育機関や養成機関が十分に整備されていない状況
- ・ 全国の学習機会提供のためのオンライン教育の環境整備の更なる充実が必要

方向性

- ◆ **新たな法案検討**: 学習ニーズに対応した①質が確保された「認定日本語教育機関」、②日本語教師の資格化に関する法整備
- ◆ **制度実現に向けた取組推進**: 希望する学習者、企業、自治体等に向けて、文科省と法務省・厚労省・外務省・経産省・総務省等関係省庁との連携による多言語情報発信等推進

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要

趣 旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概 要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度 【第二条関係】

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等 【第二条・第五条関係】

○ 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。

○ 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置 【第十一条・第十二条関係】

○ 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。

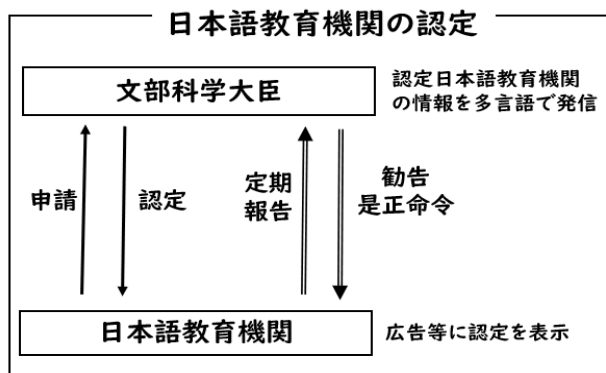
※認定基準に関する法務大臣への協議【第十五条関係】、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力【第十六条関係】を規定。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

○ 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。
【第十七条関係】

○ 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。【第二十二条・第二十八条関係】

○ 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。【第二十三条関係】



協議

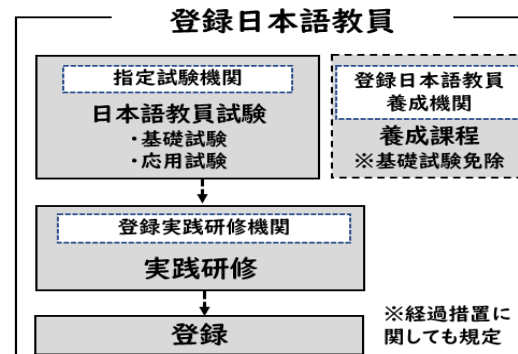
法務大臣

※認定基準(省令)の協議

協力

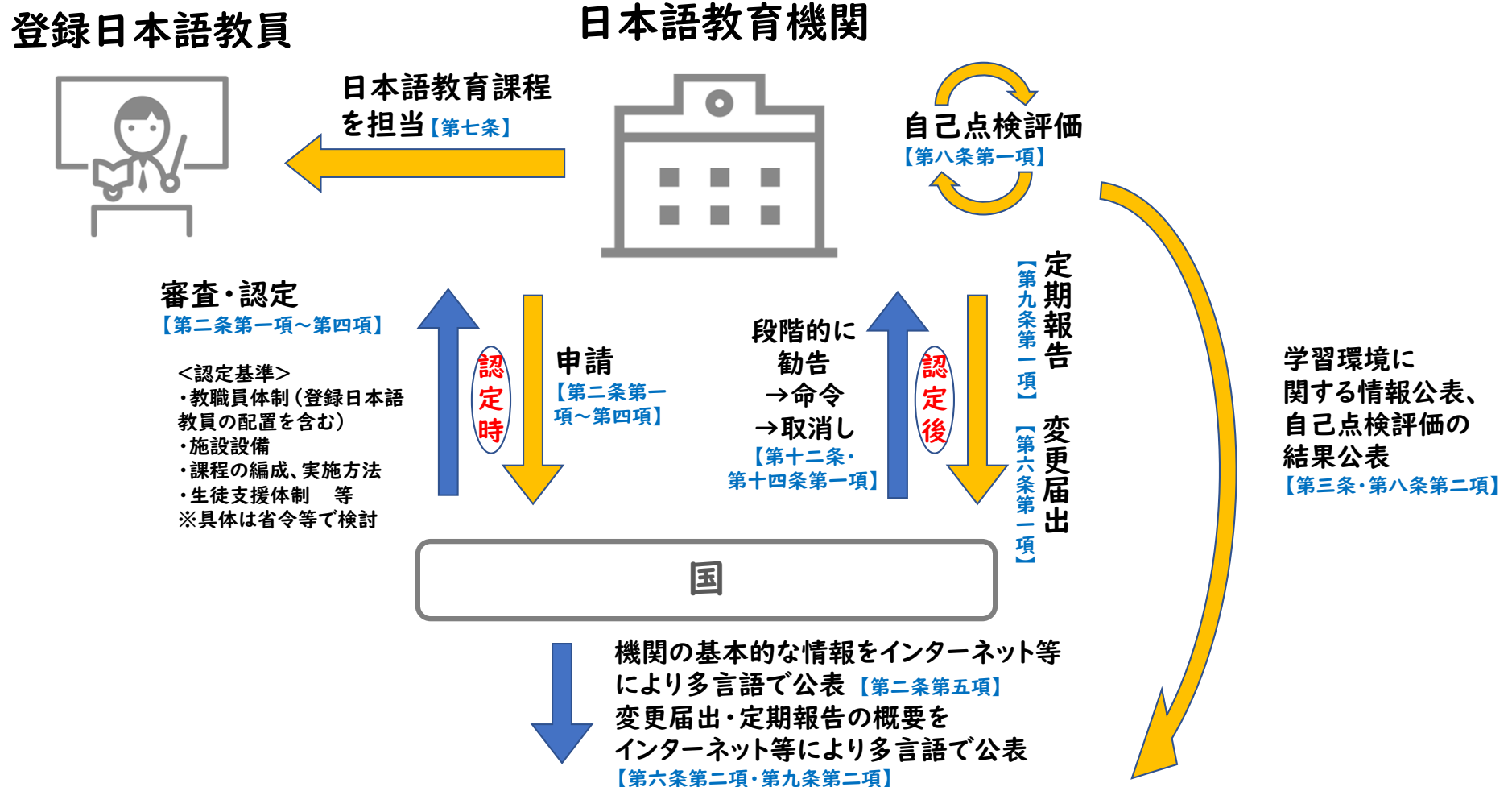
法務大臣その他
関係行政機関の長

※認定機関における日本語教育の
適正かつ確実な実施を図るため、
相互に連携を図りながら協力



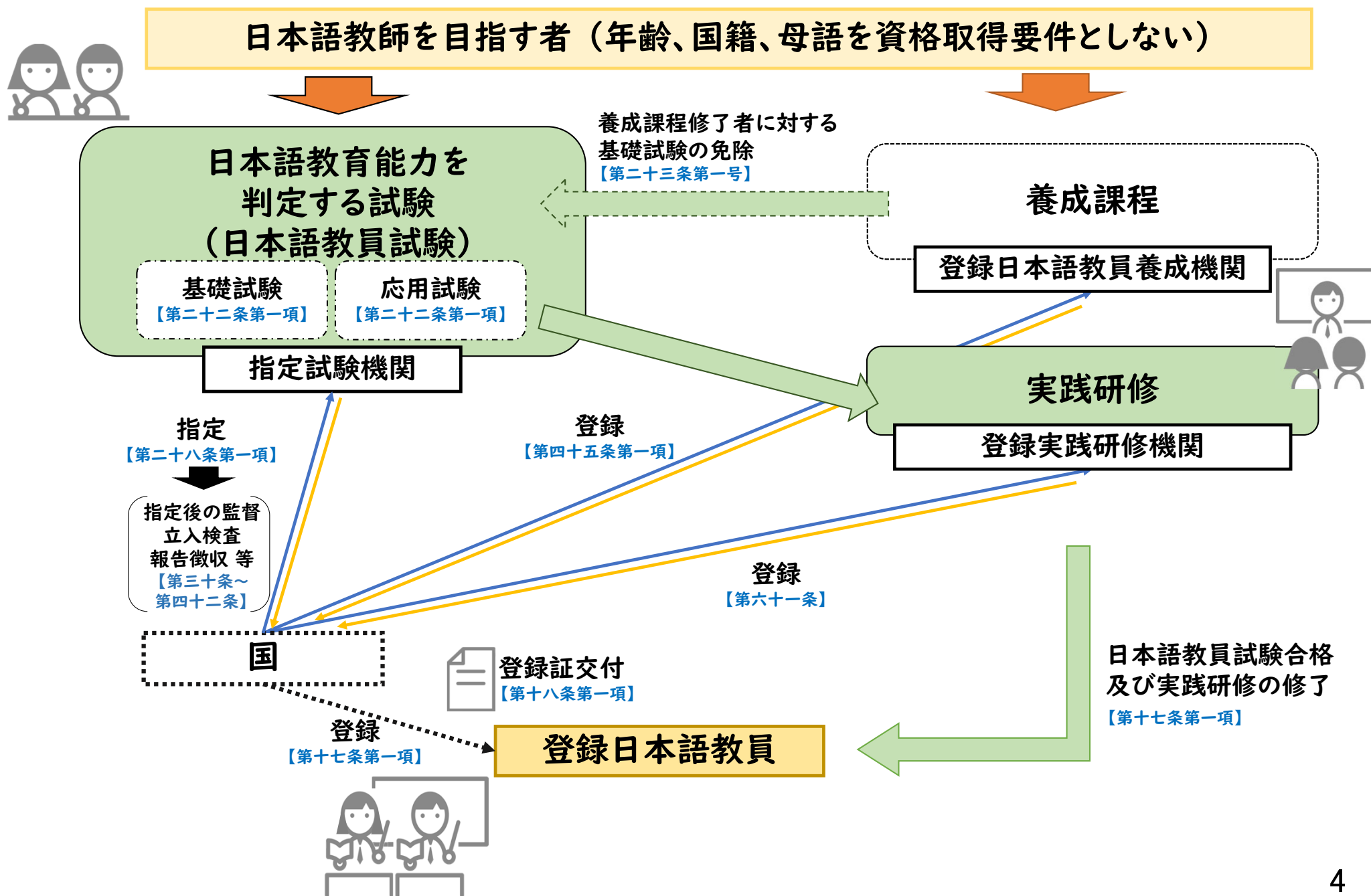
認定を受けた日本語教育機関の質の維持向上に関する仕組みの全体像（イメージ）

- 日本語教育課程を置く教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。
- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告その他のものに文部科学大臣が定める表示を付することができる。



認定を受けた日本語教育機関の教員の資格制度（イメージ）

認定を受けた日本語教育機関において外国人に日本語を教える日本語教員の資質・能力を確認し、証明するための資格を定めて、日本語教育の質の向上及び日本語教師の確保を図る。



「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」の活用について

令和4年12月 日本語教育推進会議

- 新たな法案「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」を基に、**文部科学省と関係省庁との連携の下、各省庁の制度・事業等の枠組みにおいて、認定日本語教育機関等の情報を、地方自治体、外国人を受け入れる企業、経済団体等に広く提供する仕組みを構築**し、「留学」、「生活」、「就労」の各分野において、教育の質が保証された日本語教育機関の活用を促進。

※  は制度・施策の主務官庁

留学関係

○在留資格「留学」付与の要件

 法務省

- ・法務省令を改正し、認定日本語教育機関であることを、在留資格「留学」による生徒の受け入れを認める要件とする

○日本語教育機関の認定に関する協議等

- ・認定基準の作成及び日本語教育機関の認定にあたって、法務省と協議する等関係省庁との連絡協力体制を構築

 文科省

 法務省

○在外公館、独立行政法人（国際交流基金、日本学生支援機構等）等を通じた国内・海外発信

- ・多言語でインターネット等を通じて認定日本語教育機関の情報を発信するとともに、在外公館（特に留学生担当）や独立行政法人等を通じて海外で発信し、国が作成したリストを広く普及する。

 外務省

 文科省

教育関係

○外国人のこどもへの支援等

- ・国内にいる外国人児童生徒や、在外教育施設に通う日本人児童生徒に対し、研修を受けた登録日本語教員を積極的に活用する仕組みを検討
- ・現地採用教員の人材育成にあたっては、国際交流基金による海外日本語教師研修等の活用も検討

 文科省

 外務省

就労・生活関係

○「技能実習」「特定技能」制度における活用

 法務省

 厚労省

- ・技能実習制度において、優良な実習実施者、及び、監理団体の基準の一つである「地域社会との共生」において、認定日本語教育機関の活用を加点要素とする方向で検討
- ・特定技能制度の受入れ機関が作成する「1号特定技能外国人支援計画」において、認定日本語教育機関の活用を推進するほか、「事前ガイダンス」の際に、認定日本語教育機関の情報を提供

○地方公共団体、国際交流団体、経済団体、企業等との連携による日本語学習機会の提供

 文科省

 法務省

 厚労省

- ・「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、認定日本語教育機関との連携を支援
- ・認定機関での活用を想定した、教育モデルの開発と日本語教師研修の推進
- ・法務省、厚生労働省等の各種会議等で活用の周知

○「認定日本語教育機関」等の複数言語による情報提供

- ・外国人在留支援センター（FRESC）との連携

 法務省

- ・外国人雇用サービスセンター、ハローワークでの情報提供

 厚労省

- ・地方公共団体多文化共生担当部署での情報提供、ボイスラ等の多言語音声翻訳技術に関する情報提供

 総務省

- ・高度外国人材活躍推進ポータル（JETRO）を活用した情報提供

 経産省